

広島県告示第百六十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第三十四条の三の規定によつて、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

令和七年二月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社

二 事業の種類

1 国土交通大臣起業に係る事業

一般国道二号改築工事（岩国・大竹道路）（広島県大竹市小方二丁目地内から同市元町四丁目地内まで）

2 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

一般国道二号改築工事（（広島岩国道路及び岩国・大竹道路）大竹西ジャンクション（仮称））

三 手続を開始する土地

1 収用の手続を開始する土地

（一） 国土交通大臣起業に係る事業

広島県大竹市小方二丁目及び御園二丁目地内

（二） 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、小方ヶ丘、小方町小方字卸場及び字大願寺山並びに小方町黒川字下河内地内

2 使用の手続を開始する土地

（一） 国土交通大臣起業に係る事業

広島県大竹市小方二丁目及び御園二丁目地内

（二） 国土交通大臣及び西日本高速道路株式会社起業に係る事業

広島県大竹市小方二丁目、御園二丁目、小方ヶ丘、小方町小方字卸場及び字大願寺山地内

四 法第三十四条の四の規定による図面の縦覧場所

大竹市役所